

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について  
 藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例  
 藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

片瀬江ノ島駅第1 自転車駐車場	藤沢市片瀬海岸二丁目 2,932番1,304	自転車	午前零時から午後 12時まで
--------------------	---------------------------	-----	-------------------

別表第2に次のように加える。

片瀬江ノ島駅第1 自転車駐車場	定期利用	1月	1,500円		
		3月	4,500円		
		6月	9,000円		
	一時利用	1回	100円		

附 則

- この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 改正後の別表第1に規定する片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場の定期利用に係る利用の承認及び利用料金の徴収の手続は、当該駐車場の指定管理者となった団体に、この条例の施行の日前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場を有料化することに伴い、所要の改正をする必要による。